### ◎外国為替及び外国貿易法の一部を改

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

#### 正する法律

(平成二一年四月三〇日法律第三二号)

## 一、提案理由 (会) 「年四月二日・参議院経済産業委員)

提案理由について御説明を申し上げます。 ○国務大臣(二階俊博君) 不正競争防止法の一部を改正する法律案の

す。 案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま 続きまして、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 .....(略)......

量破壊兵器等の拡散を防ぐための不断の取組が行われていると社会全体としても、国際連合の安全保障理事会などにおいて大ことがないよう、厳格な輸出管理に取り組んできており、国際物が国外に持ち出され、核開発等の懸念ある用途に用いられる我が国を始めとする主要国では、安全保障上機微な技術や貨

ころであります。

により、我が国の対外経済活動の健全な発展のための基盤を整ち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することち、安全保障上機微なものの国外への流出防止を徹底することが、技術取引等をめぐる環境の変化が進んでおります。また、り、技術取引等をめぐる環境の変化が進んでおります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。備するべく、本法律案を提出した次第であります。

技術の取引を業として行う者に対し、経済産業大臣が定める基技術の取引を業として行う者に対し、経済産業大臣が定める取引の直します。我が国の居住者と非居住者の身分にかかわらより容易に変化し得る居住者又は非居住者の身分にかかわらより容易に変化し得る居住者又は非居住者の身分にかかわらいて規制対象とします。また、規制の実効性を高めるために、べて規制対象とします。また、規制の実効性を高めるために、べて規制対象とします。また、規制の実効性を高めるために、でて規制対象とします。また、規制の実効性を高めるために、での罰則を強化するとともに、安全保障上機微な技術の対外取引に関する規制を見第一に、安全保障上機微な技術の対外取引に関する規制を見

命令等と守うことと丁能による刊をと所及します。 準に従って輸出などをすることを求め、経済産業大臣が勧告、

第三に、国連安保理決議を踏まえ、仲介貿易取引に対する規命令等を行うことを可能とする制度を新設します。

制の範囲に、貨物の売買に基づく取引のほか、貸借などに基づ

く取引を追加します。

可とぞ、卸審議の上、速やかに卸賛司くだないますようよ以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。

しくお願いを申し上げます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろ

# 二、参議院経済産業委員長報告(平成二一年四月一〇日)

て、審査の経過と結果を御報告申し上げます。○櫻井充君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

止を徹底するため、技術取引規制の見直し等の措置を講じよう事業者等が保有する安全保障に関連する技術の国外への流出防次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案は、

とするものであります。

果の回避策、営業秘密侵害罪に係る刑事裁判手続における裁判秘密侵害罪の構成要件拡大が従業者の業務遂行に与える萎縮効企業の保有する営業秘密の元請企業による侵害の防止策、営業委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、下請

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

れましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。学・研究機関等による技術流出の防止策等について質疑が行わ出等に関する規制強化が輸出企業の事業活動に与える影響、大公開原則の見直しの必要性、安全保障貿易にかかわる貨物の輸

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一

○附带決議(平成二一年四月九日)

以上、御報告申し上げます。

講ずべきである。 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を

周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化するこダー規制の実効性を確保するため、企業等に対し、新制度の一一特定技術の取引について、新たに導入されるいわゆるボーー。

迂回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

との連携の強化に努めること。 管理体制の整備に各国と協力して取り組み、特にアジア諸国

右決議する。

## 三、衆議院経済産業委員長報告(平成二一年四月二一日)

上げます。 て、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ○東順治君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

ります。 出に対する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであ 障上機微な技術の対外取引規制を見直すとともに、許可なき輸 が増大していることにかんがみ、これを防止するため、安全保 きましては、国際的な人的交流の拡大及び情報化の進展等に伴 い、安全保障に関連する貨物または技術の海外への流出の懸念 .....(略)...... 次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につ

局後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いず 託され、翌十五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取 れも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。 した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終 両案は、参議院先議に係るもので、四月十四日本委員会に付

.....(略)......(略)

以上、 御報告申し上げます。